

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事長及び常務理事の選定について

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事長及び常務理事として別記の者を選定したいので、定款第16条第2項の規定により理事会の議決を求める。

平成29年4月1日提出

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
理事 坂本 孝二

理 由

平成29年4月1日より就任の理事のうちから理事長及び常務理事を選定する必要があるため。